

## 第23期佐世保市農業委員会第14回総会議事録

1 開催日時 平成30年7月27日(金) 15時00分から17時00分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	堤 正英
事務局 次長	中里 忠義
事務局 係長	菊永 朋美

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 太田 慎也  
事務局主査 原田 大介  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 小村 貴光  
事務局主査 林 俊成  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主任主事 谷崎 愛  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第133号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第134号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第135号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第136号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について  
第137号議案 非農地証明願について  
第138号議案 非農地通知について  
第139号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第140号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第141号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第142号議案 農用地利用配分計画(案)について  
第143号議案 平成30年 田畑売買価格等に関する調査について

報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告2 農地法第4条の規定による農地転用届出の取消願の受理について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 農地利用集積・配分計画解約通知について  
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第14回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。猛暑の中、第14回の農業委員会総会に皆様お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私達23期にとりまして、今日が丁度中日に当たります。新しい制度に移行してからは、皆様のご協力のお蔭で本日まで何とか上手くやっけてこられたのではないかと考えております。農業委員会の業務の遂行にあたりましては改めまして皆様にお礼を申し上げます。

また、本日は宇久メガソーラー申請に伴う事前審査のために宇久へ出張している職員も全員出席しております。後ほど、審査業務の中間報告もあるかと思っております。

そして、総会終了後は親農会主催の納涼会も予定されておりますので、最後まで皆様お付き合いいただきますようお願いいたします。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の届出はあつておらず、全員出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、12番 富川委員、13番 水口委員、補充として14番 田中委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第133号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。第133号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、針尾地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕です。面積は、497㎡。転用目的は、住宅(居宅)です。施設は、住宅1棟、木造平屋建、延床面積は137.67㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、海上自衛隊針尾送信所より東に約240mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.91m、最低0.6m。日照通風は、建物高を加減5.25m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 針尾地区。

1番 1番の有馬です。7月22日に原推進委員と現地調査に行きました。ここは以前から転用計画

をしておられたのですが、ようやく今回申請まで漕ぎ着けたところです。この場所は、周りはミカン畑ですが、現在住んでいる住宅の裏が大雨のたびに土砂崩れの恐れがあるということで、ずっと以前から転居を希望されていました。被害防除計画を守っていただければ問題無いところであることを確認してきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。では、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 針尾地区の原です。前農業委員の時代からの相談案件であり、内容的には何ら問題無いと思います。以上です。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第133号議案については許可相当として県に進達いたします。

次に、第134号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第134号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、針尾北町の1筆。地目は、登記田、現況休耕、面積は319㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、10ha未満小集団の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは宮之浦公民館より東に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.6m、最低1.0m。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、一般事業計画書添付。資材置場利用計画書、預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、下本山町の2筆。地目は登記田、現況荒地。面積は、2筆合計505㎡です。転用目的は資材置場。施設は、貸資材置場。また、こちらは敷地の測量が実施されており、実測面積1,277㎡となっております。耕作者はなし。農地区分は、農振外で、10ha未満小集団の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、西部クリーンセンターより南東に約240mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、資材置場利用計画書添付。預貯金通帳の写添付。法人登記簿、定款添付。資材置場借受証明書添付。

都市計画法関係は、許可不要です。

3番、相浦・九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、竹辺町の1筆。地目は、登記、現況ともに田。面積は424㎡です。転用目的は専用住宅。権利は、使用貸借権の設定です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積は107.65㎡です。耕作者はなし。農地区分は農振外で、MR上相浦駅から約280mの第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、佐世保特別支援学校より西に約30mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.45m、最低0.29m。日照通風、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面・立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらも添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請書所在は、吉井町直谷の1筆。地目は、登記現況ともに田。面積は388㎡です。転用目的は、一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造二階建、延床面積108.89㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外、記載が漏れておりますが、10ha未満小集団の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、市営直谷住宅隣接地です。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、最低0.5m。日照通風、建物高を加減5.5m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・税勝雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面・立面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は、都市計画区域外です。

5番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、江迎町乱橋の1筆の一部を含む5筆。面積は5筆合計1,686㎡です。転用目的は、小売店舗建設です。権利は、賃借権設定。施設は、店舗1棟軽量鉄骨造平屋建。延床面積184.30㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、東岩崎公民館より東に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.8m、切土最高0.3m。日照通風、建物高を加減約4m。排水計画、雨水は水路放流及び自然流下。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面・立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、非線引き都市計画区域です。なお、こちらは、先月総会審議後、県知事に進達した案件ですが、県の審査段階で、転用事業代表者を副社長から社長に変更するという理由で取下げされ、代表者氏名を変更し、今月改めて申請されていますので、申し添えます。

6番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、鹿町町深江の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は192㎡です。転用目的は、駐車場の建設。権利は、所有権移転売買です。施設は、露天駐車場5台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、佐世保市消防局江迎・鹿町出張所より南東に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建築物を設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。駐車場利用計画書、土地利用計画平面図添付。預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は、許可不要としておりますが、非線引き都市計画区域です。

以上6件ですが、3番の相浦・九十九地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人と

なっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、3番、相浦・九十九地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっている案件です。先に審議しますので、大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。3番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。7月25日に現地確認をしました。譲渡人と譲受人は親子であり、娘さんの住宅を建てたいということで、4～5年前から私に相談がございました。被害防除計画を守っていただければ問題ない土地であることを確認してきました。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。今、富川委員が言われたとおりです、問題ないと思います。

議 長 それでは、3番の件につきまして何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第134号議案の3番の件につきましては許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室し着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは3番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1 番 1番の有馬です。本件につきましては、7月22日に原推進委員と現地を確認しております。この周囲の地域については丁度利用状況調査を行っておりまして、水がなかなか確保できない地域であり、ほとんどがA判定です。申請地は譲受人の会社の裏手にあたり、現在は休耕田になっています。被害防除計画を守っていただければ、特に問題はありません。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員がおっしゃったとおり、もともと水が来にくい場所だったんでしょうね。荒れ始めていました。農地としては不向きでもありますので、問題無いと思います。以上です。

議 長 それでは2番、中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。7月24日に永田推進委員と一緒に現地を見てまいりました。ここは、住宅を建てるわけではなく、整地のみでの利用計画ですので、周辺農地への影響もなく問題無いと思われれます。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が報告されたとおり、問題ないものと思います。以上です。

議 長 それでは次に4番、吉井地区。

1 3 番 13番の水口です。7月23日に近藤推進委員と現地を確認してきました。この周辺は、現在、宅地化が進んでおまして農地がだんだん無くなりかけている地域であり、今回の案件の住宅ができてしても、影響を及ぼす周辺農地もございませんので、問題は無いと判断してきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 はい、吉井地区の近藤です。ただ今、水口委員から報告があったとおりで問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは次に5番、江迎地区。

1 7 番 17番松永です。先月申請があった案件ですが、申請人の名義を変更するということで一旦取り下げ、改めて申請されたものです。すでに先月に審議しておりますので、問題無いと判断しています。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 はい、江迎地区の小川です。松永委員の言われたとおりです。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 それでは次に6番、鹿町地区。

1 8 番 18番、内野です。7月23日に山口推進委員と一緒に申請代理人の立会いのもと、現地を確認してきました。譲渡人が病気により入院されており、独りのため家も売って下の畑も処分したいということで譲受人にお願いされたということです。やむを得ない状況ですし、周辺農地への影響もございませんので問題無しと判断してきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区の山口です。今、内野委員が説明されたとおりで問題ないと思います。以上です。

議 長 以上の案件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第134号議案については許可相当として県に進達いたします。  
次に、第135号議案農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。135号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明します。

1 番、宇久地区。こちらの案件は宇久にて計画されているメガソーラー事業に先立ち、平成27年8月19日付で営農型太陽光発電実証施設として一時転用の許可がされているものの計画変更です。本来、平成30年8月にて許可期間が切れるのですが、期間を1年間延長したいとのことで申請がなされております。また、第135号議案及び第136号議案につきましては関連した内容となりますので、詳細につきましては、第135号議案にて行います。それでは内容の説明に入ります。

当初計画者及び変更申請者は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町太田江の1筆の一部。地目は、登記畑、現況営農型太陽光発電実証施設です。面積は、496㎡のうち0.16㎡。こちらは太陽光パネルの支柱部分の面積となります。転用目的は、営農型太陽光発電実証施設です。施設は、支柱16本。耕作者はあり。農地区分は農振内農用地です。

変更理由としましては、当初許可後から営農型太陽光発電実証施設のデモ機を設置し、パネル下で飼料作物の試験栽培を行い、生育状況及び農業機械での作業効率の検証を行っており、数か月前より、有識者である九州大学農学部の教授に依頼して、現行の検証に加え、遮光量と施肥体系等が牧草の生産量等に及ぼす影響の解析を行っている。有識者の助言を受



けた追加検証は、平成30年6月15日に夏草を現地圃場に植え調査を開始しており、今年の秋に収穫予定で、その後、冬草の調査を開始し、来年の春時期の収穫を行いたい、一時転用の期限切れに伴い、一度農地に復元し、改めて許可を受けることとなると、架台の撤去、組立時に重機により圃場がかく乱されることにより、この影響を最初から評価しなおさなければならず、調査機関を延長せざるを得なくなり、きわめて非効率的であるため、期間の延長を申請するものとなっております。

参考事項としまして、こちらは、太田江公民館より南南西に約800mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用。日照通風は、建物高を加減2.39～3.15m。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、平面図、立面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。期間延長にかかる理由書添付。佐世保市長の意見書添付。佐世保市長の意見としては、支障を及ぼす恐れはないとなっております。

なお、補足説明としまして、本日、お手元に資料をお配りしております。第135号議案、第136号議案関係と左上に記載されたものです。

こちらは、平成27年8月に許可を受けて現在までの検証の状況及び今後の検証の計画が記載された資料になります。まず、現在までの検証内容についてですが、平成27年11月から平成30年5月にかけて、計5回の検証が実施されています。1回目については、育成状況写真が記録として残されています。また、2回目と4回目につきましては、夏作になるのですが、栽培時において雑草が繁茂し、牧草の生育が悪かったため収量の計測ができなかったとのこと。3回目と5回目に関してですが、まず3回目は、資料の3ページ目に検証結果が記載されています。同様に5回目は4ページに記載されています。それぞれ、パネルの外とパネルの下の収量を比較したものになりますが、実際の営農型太陽光発電を行う場合の収量の基準の8割には届いていない状況です。なお、これまでの検証については、単純な収量の比較のみが行われてきたものとなります。

次に今後の検証についてですが、最後のページをお開きください。

現在、有識者である九州大学農学部の教授にデータの解析及び委託研究を依頼されています。そこでパネルによる遮光の影響が飼料作物の生育や収量及び栄養分に与える影響の解析を行う計画となっています。また、実証施設に計測装置を設置し、気象、土壌、作物の検証も行うこととなっています。

なお、一時転用の期間延長につきましては、九州農政局より本来の期間3年に加え1年間を限度として認められるとの回答を得ておりますので、この1年が経過した後は農地に復元することとなります。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宇久地区。

1 5 番 1 5 番、西尾です。7月26日に現地を確認しました。ここは3年前に転用したわけですがけれども、当時、支柱の脚にはコンクリートを使わないこと、5アールに満たない農地ですので最低でも20アール、島内4カ所くらいにデモ機を設置して収穫を行い検

証することで営農型に取り組んでいきましょうとの条件のもとに一時転用を認めたものです。しかしながら、支柱にはコンクリートが巻かれており、現在、露出したところもあります。

今回は、支柱にコンクリートが巻かれたままの状態申請が上がってきております。コンクリートが露出した状態は島民に知れ渡っておりますので、やはり、元に戻していただいて、当初の許可の状態で行う一時転用の期間延長は認めたいと思っております。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

菅 委員 宇久地区の菅です。西尾委員と一緒に現地を見てきました。4本の支柱のコンクリートが完全に露出していました。西尾委員が言われるとおりの状態に戻していただければよいかと思います。

議 長 この件についてはもう少し、事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 当初、平成27年に申請があったときは、確かに支柱はそのまま埋め込む計画になっておりました。ところが、施工の段階において、一部に基礎としてコンクリートの埋め込み作業が行われまして、これについては県のほうに確認を行いました。コンクリートについては、地中に埋められていてその上で耕作できる状況であれば軽微な変更ということで特に問題ないだろうとの回答を得ていたわけですが、先ほど委員から説明があったように、露出した部分があり、そこで耕作出来ないとなると是正の必要があると思います。

議 長 現場を見ていないと何とも言えないかとは思いますが、ほかに何か意見はございますか。

1 3 番 13番、水口です。コンクリートがなぜ問題になるかという、その部分で牧草がでないからですね。その部分が占める牧草の全体収穫量に与える影響とございますか、現場を見ていないのでわかりませんが、たぶん僅かなものだと思うのです。全体の収量に対して大きく影響するとお考えですか。

事 務 局 営農型太陽光パネルの実証型施設ということで、今回設置されているのですが、そもそも営農型の太陽光パネルはどういったものが設置できるかといいますと、簡易に撤去ができる構造でないといけないもので、基本的には、基礎が打っていないものが認められています。しかし、実証施設というものがどこまでそれを厳密に当てはめるかというところですが、露出している状態の面積と転用の許可を受けている面積とが相違してしまっているのが問題になってきてしまっていて、よろしくない形になっております。

1 番 1 番、有馬です。皆さんのご意見を聞きながら思ったのですが、実際にここは、風が当たる所ですよ。そういった場所で3年間実証実験をした、そして実証期間を延ばしたいということですよ。普通は、風が当たる場所であれば初めから深いところに基礎を打って作るはずなんですよ。今、巻いているのを剥ぐとか取り除くことは難しいと思います。露出しているのであれば、その上に何センチかの土を入れて、耕作できるようにしたらどうでしょうか。

議 長 確かに今、有馬委員が言われたように、コンクリートが出ないように土を戻して耕作をすればいいのではないかとも思うんです。西尾委員が言われるとおりの、最初の計画と言いますか申請では、支柱は突き刺すだけであったものの、施工時に、結局、強い風には持てないと判断したのではないかと。

久野委員 早岐地区の久野です。西尾委員が言われるとおりで、最初に計画を立てた時点でその申請に対して許可しているのであるから、風が強いからとかではなく、許可時点の状態に戻すべきだと思います。西尾委員が言われていることが正しいと思います。

議 長 いずれにしても、西尾委員が言われたとおりの、最初は4カ所ほど設けて実証をしてみようことにしていたのですが、それもできていません。私も松永副会長も現地を見ておりますが、はたして、本当にここだけで実証実験ができるのかなあという程度なんです。ここだけに絞って言えば、西尾委員達が言われるように是正も必要でしょうけど、あくまでも実証施設なんですよ。営農型パネルを設置するとき、その全部にコンクリートを打ってされるものなのか、実証だけだからコンクリートを打ったものなのか、そのへんもよくわかりません。

本当は、コンクリートを打とうが打つまいが、もう少し箇所を増やしていただきたいんですけど。何百ヘクタールとかいう計画に対して、たった5畝で検証できないはずですから、風の向きなども考慮してですね、もうちょっと成果の出る検証をしていただきたいと思っています。

1 5 番 要はですね、3年前に一時転用の申請があった時に、このメンバーでは無いんですけども当時の農業委員さん達で、コンクリートはしない、島内4カ所最低20アール以上で実証するという条件のもとで、委員の皆様は賛成されたんです。しかしながら、それもやっていない、コンクリートは打っている、これは営農型ではやってはいけないことです。コンクリートは申請には無かったことです。それを自分達で勝手に、見えなければいいだろうという安易な考えでやってしまっている。それが島民に見られていた。最初はですね、データを取るのであろうから、このくらいはいいかという気持ちも私にありました。けれども、それが島内に知れ渡って露呈してくると農業委員会の面子が無いと思います。ですから、今回はコンクリートを撤去していただいて、あと一年延長するという事で私は認めたいなと思っています。ただ、この営農型をやるということに関して、今、会社の考え方が変わってきています。初めは、種代も肥料代も日当も出し

て農家に作ってもらってタダで牧草は使ってくださいという話に営農型を認めて、皆で賛成しました。それが、牧草は一時的に一カ所に集めて処理をして、農家に売り渡すという考えに変わりました。今回はまた、営農型の牧草は農家には頼まない、農家に不足する飼料は、乾燥草を会社が購入して皆様に与えますという考え方に変わってきているんですね。ということは、営農型の牧草は作り棄てになるのではないかという疑念も持たれます。そういうことでやはり、営農型をやる以上は、8割以上の収量を得るという考えをもう一回持ってもらいたいです。そういった意味から、今回はちょっと厳しい処置を執り行っていたいただきたいということと、杭を打って、これが島の風で飛ぶという状況があればこのやり方はダメだと言うことになりますので、そういった実証も兼ねて、私はコンクリートを外した状態であと一年様子を見たいと思っています。

議 長 私達は島民ではないので、簡単に言うのかもわからないのですが、宇久島といえば農業は畜産であり、牛の繁殖、畑は牧草を中心に作っておられます。水稻は島内で消費するくらいだと思います。

先ほどから西尾委員が言われるのはごもっともであり、コンクリートを抜いて風に耐え得るかという実証という意味も含めて、やってみたほうがいいかもしれませんね。営農型が増えるとなると、たった5畝くらいで数百ヘクタールの資料を取るというのはどうしたものかなと私も思うし、本来、やるとなれば、熱心に作れば8割ぐらいいいでしょう。検証施設はこれだけパネルの間を空けているのですから。これが、びっしりパネルを設置するとなれば当然収量は落ちます。ずらして設置するとかしないと。そういったことも含めて本当に数字を出したいのであれば、事業者ももう少しちゃんとしていただきたい。

今、意見が出ているように、コンクリートを外して実証を行ってもらおうということに対して、皆さんはどう思われますか。

1 2 番 1 2 番、富川です。この前の台風の時に、どのくらい影響があったかは西尾委員、把握できていますか。

1 5 番 わかりません。

1 2 番 事務局でわかりますか。

事務局 台風の後、実証施設に行きました。パネルが飛んでるかなと思い行って見たわけですが、意外としっかりしていました。ただ、やはり雨の影響があったのか、土がかなり流れている感じはしました。デモ機には影響ありませんでしたが、下の畑については、勾配がありますので雨の影響による土の流れは大きかったという状況でした。

1 2 番 コンクリートをしていなければデモ機は飛んでいたと思いますか？

事務局 設計業務に携わったことがないのでわかりませんが、感覚的には飛んだかもしれないし飛ばなかったかもしれないし、というところです。

議長 ほかに意見ありますか。

1 3 番 支柱にコンクリートを巻いてはいけないと、巻かずに営農型というのは試験をしなさいというふうになっておれば、何等かの理由があると思うのですが、明確な規定があるのであれば、当然、一年間の延長に際しては、コンクリートを外してすべきであろうと考えます。

1 5 番 簡易に撤去できるもの、という表現になっています。だから、すぐ撤去できるものではないといけません。

小川委員 江迎地区の小川です。コンクリートを撤去するという提案についてですが、事業者は撤去してでもその事業を続ける意思はあるのですか。それとも、そんなに言うなら、もう止めますという事業者ですか。ここでそのままオーケーを出すと、将来的に全てにおいてコンクリートをする事も考えられますよね。営農型も、基礎コンクリートの上に表土を30cm程入れたら今後はいいですよとなるかもしれません。巨大な基礎コンクリートなら別ですけども、各支柱にせいぜい10センチ幅くらいで巻いているのであれば、ですけども。

1 7 番 17番、松永です。見えないように地下20センチ位までコンクリートを削るか、もしくは表土を20～30cm、上に盛るか、どちらかの方法をしてもらうというのはどうですか。

1 5 番 するとかしないとかの問題の前に、当初の申請の時に、コンクリートを巻かないという条件のもとに私達は許可しているわけですから、してはいけないことをやっているのですよ。

1 7 番 しかし、県は許可しているわけでしょう。勝手にしていると言っても今まで3年間通ってきているのでしょ。

1 5 番 今まで皆が、止むを得ないと判断していたから通ってきたわけです。

1 7 番 これをまた今から、コンクリートを取れと言っても収拾がつかなくなりますよ。表土を盛ってもらえばいいじゃないですか。

1 5 番 コンクリートが入ったままの状態そのまま期間延長をしたいということで、今回の申請が出ています。ここは、是正してもらい、当初の計画どおりに戻していただき、

延長してもらうのが筋ではないですか。

3 番 3番の阿波です。今、コンクリートを巻くか巻かないかが議論になっておりますが、そもそも、今回の申請は、この支柱部分0.16㎡はコンクリートを巻いた時点で面積が違うわけでしょう。要は、巻かないという条件で、支柱の部分だけの面積で許可しているわけですから、この案件はそのまま再認できるのですか。

事務局 もともと、支柱部分の面積のみで許可を受けているわけですが、施工時にコンクリートを巻いた件につきまして県が止む無しと判断したのは、それが地中に埋まっていて、地上での耕作に影響が無いからという理由を後付したものです。

ですので、土が流れて露出してくると、耕作できない面が増えてきますので、その部分は必ず是正してもらうとの意見を付す必要があると考えています。

松田委員 小佐々地区の松田です。聞いたところでは、支柱は1m70cmほど埋まっているそうですね。それならば、コンクリートは取るべきだと思います。これを見逃すと、今後全部同じようにされますよ。私は元に戻すべきだと思います。それが試験だと思うのですが。

議長 いろいろ意見が出ておりますが、こういった意見が出たということをもとめて意見を付して、県に進達をするということで、皆さんいかがでしょう。ここで意見を一本に絞るのは非常に難しいと思います。

それから、できればあと4カ所くらい増やしてほしいと私は思います。風が当たるとか当たらないとか、既存の分だけでは実証にならないのではないかと。実際に私は現地を見たときに、イメージとしてはこの4倍か5倍かあると思っていたので、びっくりしたわけですよ。あれだけの島に、その全体にソーラーを取り付けるという意気込みがあるのであれば、事業者のほうももう少し前向きに熱心に調査するべきだと思うんです。農家であれば、毎日でも足を運んで作物の状況を見るはずですよ。しかし、デモ機とはいえ、事業者は種を蒔いたけれども雨で土が流れたとかその程度です。資料の写真を見てもわかるように、ほんのこれだけの面積です。これで、事業全体に係る実証がはたしてできるのかと疑問です。

こういうことで、デモ機の箇所を増やす、既存の支柱のコンクリートを取って強度を確認する等の意見を付して、県に進達していかがでしょうか。許可するのはあくまでも県ですので、我々は意見を付して進達したらどうかと提案します。

3 番 いいと思います。しかし、3年の延長で1年でしょう？ コンクリートを取れば1年延長の検証の条件が変わりますよね？それは意味が無いのではないですか。

16番 16番、赤木です。先ほど西尾委員がおっしゃっていましたが、種代も出す、日当も出す、農家さんに作ってもらうという最初の条件が変わってきているのですよね。その

条件についてはどうなのですか。

議長 それはですね、非常に失礼ではあるのですが、事業者と農協、農家さん達等、本人同士での協議になるかと思います。ここでは、どうすることもできない話です。

いずれにしましても、話は尽きませんので、ここで一旦、採決を取りたいと思います。

久野委員 早岐地区の久野です。採決を取るのはおかしいのではないですか。前に、コンクリートを打たないとこの場で決めていたことを、ここで覆すようなことをしていいのですか。

事務局 会長も言われたとおり、最終的に許可するのは県です。これから先、本格的にソーラー施設を作るとなると、営農型は支柱を突き刺すだけです。この強度等を実証するという意味でも、今回の案件はコンクリートを外していただくのが筋だと考えます。外すという条件を付す、もしくは、先ほど説明しましたように、コンクリートの補強は県が軽微な変更として認めていることではございますので、表土を盛ってコンクリートが見えないようにしてその上で飼料を作るという条件を付す、どちらかの条件を付すのかを、皆さんに決めていただければいいかと思います。

北村委員 江上地区の北村です。いろいろ意見は出ていますけれど、この場所はまだ周りに空地はあるのですか。場所があるのなら、今の分はコンクリートを剥ぐのは困難でしょうかからそのままにして、新たに同様のデモ機を作ったほうが早いのではないですか。

15番 コンクリートを剥ぐのは簡単です。でもそういうことではなくて、3年前に許可したと違うことをしてもらったら、先々ずっと同じことをされるのではないか、という心配があるということです。

6番 6番、浦です。先ほどから意見が出ているように、既存の施設をどうのこうのというより、そもそも実験箇所が足りていないのだから、新たに設置して検証するべきだと思います。そして、次にやるときには、この37名の委員の責任を持って、地元の委員がしっかりと監視していただきたいと思います。

議長 ほかにご意見ありませんか。先ほど申しましたように条件をどうにかまとめていただいて付議することによいでしょうか。

菅委員 コンクリートを剥がすのは簡単にできます。土が流れて露出しているところだけでも取ってもらえば、農業委員会の面子が保たれるのではないのでしょうか。

小川委員 いや、剥ぐなら全部剥ぐべきでしょう。申請と違うことをしているのですから。そうしないと筋が通りません。

菅 委 員 全部取ってもらうのが、もちろん私達にとってはいいことです。

議 長 時間もだいぶ過ぎてきましたが、妥協案というわけではございませんけれども、そういうことであればコンクリートは取るという条件を付けて進達することにしてよいでしょうか。最終的には県の判断になりますが、それでよいですか。付議してもどうにもならないとか言っている場合ではありません。意見は意見として伝えていくべきです。  
今回の申請については、コンクリートを取り外すしてもらう、そして新たに数カ所20アール以上のデモ機で検証してもらうという意見を付して進達することに対しまして、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第135号議案については、条件を付けて許可相当として県に進達いたします。  
次に、第136号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。第136号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請(一時転用)について、ご説明します。  
1番、宇久地区。こちらは先ほど第135号議案でご審議いただきました計画変更に基づく新たな転用の許可申請になります。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、宇久町太田江の1筆の一部。地目は、登記畑、現況営農型太陽光発電実証施設。面積は496㎡の内0.16㎡。転用目的は営農型太陽光発電実証施設。権利は、賃借権設定、1年間です。施設は、パネル支柱16本、0.01㎡の16本です。耕作者あり、農地区分は農振内農用地です。参考事項としまして、こちらは、太田江公民館より南南西に約800mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用。形状を変えることなく、原形農地のまま利用する。日照通風、建物高を加減2.39～3.15m。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。計画平面図、立面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。期間延長にかかる理由書添付。佐世保市長の意見書添付予定となっておりますが提出されております。農地復元計画書の内容としましては、パネルを取り外し撤去搬出後、架台支柱を抜き取り搬出する。抜き取り後、耕うんを行い農地の現状に復元する。詳細につきましては、第135号議案でご説明したとおりとなります。  
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 内容につきましては、第135号議案と同じですので、同様な意見でよろしいですね。採決を取ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)



議 長 ありがとうございます。それでは第136号議案についても、条件を付けて許可相当として県に進達いたします。

次に、第137号議案 非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 1番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は踊石町、地目は登記田、現況宅地、面積377㎡、願出の理由、昭和46年6月に建物を建築した。現在も宅地となっている。昭和46年6月1日付、農地法第5条届出受理済。参考事項としまして、こちらは県道佐世保日野松浦線踊石入口バス停から北側の方向、約200mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

2番、相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は船越町の2筆、地目は登記田、現況宅地、面積合計635㎡、願出の理由、分筆錯誤登記前の地番にて、昭和45年10月24日農地法第5条の許可済。転用目的住家。並びに、平成4年1月31日農地法第5条の届出済。転用目的住家1棟。平成4年2月23日分筆錯誤登記。平成4年8月17日分筆登記。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、こちらは市道石岳鹿子前線下石岳バス停から南側の方向、約80mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

3番、相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は日野町、地目は登記田、現況宅地、面積165㎡、願出の理由、昭和40年12月24日付、転用目的宅地で農地法第5条許可済。昭和41年1月に宅地に転用した。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、こちらは市道母ヶ浦中里線椎木バス停から南側の方向、約50mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

4番、相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は母ヶ浦町、地目は登記田、現況資材置場・駐車場、面積329㎡、願出の理由、平成23年4月28日付で転用目的資材置場並びに駐車場として、農地法第4条の転用届出を行い、平成30年3月26日に完了報告済。現在も資材置場・駐車場として使用している。参考事項としまして、こちらは母ヶ浦町公民館から南東の方向、約50mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

5番、相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は竹辺町、地目は登記田、現況雑種地、面積2.75㎡、願出の理由、昭和63年2月頃、農地保全のための擁壁として施工。平成30年7月17日付け、農地法施行規則第29条第1項第1号に基づく報告書提出。現在も農地保全のための擁壁となっている。参考事項としまして、こちらは市道母ヶ浦中里線竹辺町バス停から東側の方向、約250mの位置にあります。農振内白地で事由の②-3-1に該当します。

以上5件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、皆瀬地区。

1 9 番 はい、19番の大宅です。7月23日に辻委員、山口推進委員と願出人と一緒に現地確認をしてきました。願出理由に記載のとおり、現地は家が建っており、問題は無いと思います。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 皆瀬地区の山口です。大宅委員が言われたとおり、宅地になっており特に問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは2番、3番、4番、5番相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。7月25日に、伊賀崎推進委員と一緒に見て参りました。2番、3番、4番、5番ともに願出の理由のとおりでありまして、宅地になっていたり擁壁が立っていたりで農地に復元することもできませんので、問題はありません。以上です。

議長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。富川委員が言われたとおりで問題はありません。以上です。

議長 以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第137号議案の全件について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第138号議案非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第138号議案非農地通知について説明いたします。議案の7ページから11ページになります。今回の非農地通知案件は、合計で147筆、面積90,374.65㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第138号議案の案件について、非農地通知を发出することといたします。次に、第139号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第139号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地下の原町3筆、登記地目は畑、現況、休耕地。面積は合計1,726㎡、農振外、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地新替町1筆、登記地目は田、現況、田。面積は7,358㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、宇久地区。こちらは、第136号議案の一時転用、期間延長の申請がなされている農地に、区分地上権を設定しようとするものです。設定人、被設定人は記載のとおりです。申請地は宇久町太田江。地目は台帳畑、現況畑。面積は496㎡。農地区分は農用地区域。権利の種類は区分地上権設定です。事業計画の内容としましては、営農型太陽光発電施設のデモ機を設置し、太陽光発電パネル下で飼料作物の試験栽培を行い、生育状況及び農業機械での作業効率の検証を行うため、地上部分の権利設定を行うもの。下部の農地は、所有者自ら飼料作物の作付けを行い、事業者が高さ2.39mから3.14mのデモ機パネル、屋根のようなものを設置します。添付資料としまして、被害防除計画、日陰図、配置図、定款が添付されております。なお、参考事項といたしまして、空中部分の区分地上権設定については、農地法第3条第2項のただし書によりまして、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定される場合は、農地法第3条第1項各号に掲げる全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積、地域との調和要件等に関係なく、権利設定ができます。処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可することとされています。このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の際に確認することとなっていますので、賃借人等権利者の同意の有無のみ確認すれば足りるとされています。また、この区分地上権設定につきましては、先ほどの第136号議案の一時転用許可が前提となることから、5条申請は意見書を付して県に進達し、県での審議を経て許可となります。5条申請が許可となれば同日付で区分地上権も許可となりますことをあらかじめご承知おきくださいようお願いいたします。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町飯良坂1筆、登記地目は田、現況、畑。面積は2,348㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、1番、2番、4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

- 議 長 はい、それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番三川内地区。
- 4 番 4番、長谷川です。7月24日に中里推進委員と現地へ確認に行き、1番2番それぞれの譲受人にも立ち会っていただきお話を聞いてきました。
- 1番の案件ですが、これは本家と分家の間でのやり取りになっています。ずいぶん昔に農地を分家に渡したけれどもいよいよ後継者がいなくなったために本家へ戻すとのこと。現在は休耕地になっていますが、草刈等管理はしておられ、今後は野菜を作っていくとのこと、何ら問題は無いと判断してきました。
- 2番の案件ですが、親子間での生前贈与ですので問題ありません。お父様が高齢のためぼちぼち息子へ渡していきたいなということのようです。経営規模も大きく、立派な農家ですので問題無いと思っています。以上です。
- 議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 磯本委員 三川内地区の中里です。一緒にお話を伺ってきましたが、長谷川委員が言われたとおりです。問題ないと思います。
- 議 長 次に、3番宇久地区。
- 1 5 番 15番の西尾です。先ほどの135号議案と136号議案の内容と同じですので、何ら言うことはありません。以上です。
- 議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 菅 委 員 西尾委員と同じです。よろしく申し上げます。
- 議 長 次に4番、江迎地区。
- 1 7 番 17番、松永です。7月22日に小川推進委員と譲受人の父親立合いのもと、現地確認をしました。立派な経営をしていらっしゃる農家で、この案件はおばあちゃんから孫への譲り渡すということであり、何ら問題無いと思います。以上です。
- 議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 小川委員 江迎地区の小川です。説明があったとおりですので問題ありません。
- 議 長 では、以上4件につきまして何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 6 番 6番、浦です。3番の宇久の問題ですが、先ほどから議論が長引いておりますけれども、1年間

という期間ではありますが、工事着工から地元の方がきちんと見て違反がないように確認できるような形を取っていただきたいと思います。支柱部分にコンクリートが入らないよう、地元の農業委員が確認できるようによろしくお願いします。

議 長 ほかに質問ありませんか。

委 員 なし

議 長 無いようですので、採決に入ります。この案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第139号議案の全件を許可いたします。  
次に、第140号議案「農用地利用集積計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第140号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、三川内地区1件、皆瀬地区1件、世知原地区1件、江迎地区2件、鹿町地区1件の計6件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
なお、利用権設定の6番は、鹿町地区の内野委員の案件になりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくお願いします。

議 長 はい、6番の案件が鹿町地区の内野委員に関連いたしますので、先に審議いたします。内野委員は一時退席をお願いします。

～内野委員退席～

議 長 それでは、6番の案件について、質問はありませんか。

委 員 なし

議 長 それでは、6番の採決をいたします。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。6番の案件は承認いたします。内野委員は入室し、着席してください。

議 長 はい、それでは6番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 ないようですので採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第140号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第141号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第141号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、江上地区1件、三川内地区2件、早岐地区1件、柚木地区1件、皆瀬地区1件、世知原地区4件、江迎地区1件の計11件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしく願います。

議 長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第141号議案につきましては承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第142号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第142号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、三川内地区1件、早岐地区1件、柚木地区1件、皆瀬地区1件、世知原地区1件、江迎地区1件の計7件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第141号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしく願います。

議 長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第142号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第143号議案平成30年 田畑売買価格等に関する調査について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第143号議案 平成30年田畑売買価格等に関する調査についてご説明いたします。

調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、従前どおりの横ばいの価格としての報告を考えています。

なお、それぞれの地区の精通者である委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向があれば、修正した内容で報告します。

横ばいとした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答したいと考えております。なお、参考として、右端に29年度報告時の傾向及び理由を記載しております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第143号議案については調査結果を全国農業会議所へ報告いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年6月27日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件を受理して

おります。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条の規定による転用届出の取消願の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条の規定による転用届出の取消願の受理について、ご説明いたします。平成30年6月27日付局長専決事項として日宇地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年6月20日付局長専決事項として佐世保地区1件、平成30年6月27日付局長専決事項として日宇地区2件、相浦・九十九地区1件、平成30年7月4日付局長専決事項として早岐地区1件、平成30年7月11日付局長専決事項として皆瀬地区1件、平成30年7月12日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件、平成30年7月19日付局長専決事項として早岐地区1件、日宇地区1件の計10件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、早岐地区1件、中里地区1件、相浦・九十九地区1件、鹿町地区2件の計5件受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用配分計画について、三川内地区2件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、世知原地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。



事務局 【平成30年度地区別農業委員会研修会の開催について及び農業委員会第15回総会の日程について】

【全国農業新聞記事掲載について(農地利用適正化アンケート関係)】

【公務災害補償制度の加入について】

【宇久メガソーラー事前審査の進捗状況について(農振除外、農転手続きスケジュール等)】

【8月のブロック会議の開催について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第14回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。